

地域の絆で支え合う「子育て応援」事業実施要綱

平成27年7月1日
福祉保健部こども政策局
こども政策課

(趣旨)

第1条 県は、社会全体で子育てを応援する気運づくりを推進するため、NPO等民間団体による地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援の取組を支援することとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

(事業の基本的な考え方)

第2条 地域の絆で支え合う「子育て応援」事業（以下「「子育て応援」事業」という。）の実施については、次条(2)に掲げる実施団体が自ら考えて新たに取り組む次条(1)に掲げる取組を対象とする。

(事業内容及び実施主体)

第3条 「子育て応援」事業の内容及び実施主体は、次のとおりとする。

(1) 内 容：次のメニューを中心とした取組

- ①地域ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくり
- ②訪問支援など外出困難な家庭への支援
- ③多様な世代との交流の場づくり
- ④地域の団体と協働した伝統文化や習慣・行事の実施
- ⑤子育て家庭を支援するための交流の場づくり
- ⑥社会全体で子育てを支援する意識啓発のためのセミナー、イベント等の開催

(2) 実施主体：県内に住所を有するNPO法人、子育てを支援する民間団体。

(事業の採択)

第4条 「子育て応援」事業の採択方法については、次のとおりとする。

- (1) 「子育て応援」事業を実施しようとする者は、別記様式により「子育て応援」事業計画書を作成し、こども政策課長に提出する。
- (2) こども政策課長は、「子育て応援」事業計画書を審査の上、採否を決定する。
- (3) 採択後の個別事業の追加や内容の変更等を行う場合については、こども政策課へ事前に協議を行うこととする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条(2)の規定により採択した「子育て応援」事業に対し、別に定めるところにより、補助金を交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。